

平成19年10月16日

報道機関 各位

国立大学法人東北大学

労働基準監督署からの是正勧告及び指導について

本年1月19日(金)に本学本部事業場が、仙台労働基準監督署から労働時間管理に関する是正勧告及び指導を受けたことを踏まえ、その対応として、本学ではこれまで学内で調査を行ってまいりました。

調査の結果、時間外労働にかかる不適正な取り扱いがあった部局等については、改善処置を求めるとともに、確認された超過勤務手当の未払い分の合計額約 996 万円を支給することとし、このたび仙台労働基準監督署に全結果を報告いたしました。

なお、このことを踏まえ、労働時間管理の適正化及び時間外労働の縮減等については、今後全学に通知を発出するとともに諸会議等を通じてさらに周知徹底し、取組を強化することにいたします。

○ 是正勧告及び指導について

・ 是正勧告の内容と対応

内容:「本部事業場の人事部人事課事務職員に時間外・休日労働に関する労使協定の限度を超えて時間外労働を行わせていたこと、また、平成18年9月1日～同年11月30日までの法定労働時間を超える時間外労働、休日労働、深夜労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を全額支払っていないこと。(一部不足が認められた。)」

対応:人事課事務職員23名の労働時間管理に関して9月～11月分の勤務状況の調査を実施し、確認された超過勤務手当の未払い分約142.6万円(精算時間数:453時間)を2月給与支給日に支給した。

・ 指導の内容と対応

内容:「学内での調査を実施し、確認された範囲で不足分の割り増し賃金を遡及して支払うこと。

なお、調査については、本部機構のみならず、大学全体の事務職員について行うこと。」

対応:全事務系職員を対象に「労働時間管理の実態を把握するための内部調査」を実施。

調査は、本部及び研究所においては2月、学部及び病院においては5月を対象に全事務系職員に対するアンケート調査及び部局等単位毎の計34箇所を人事部職員課の職員が訪問して行った。

内部調査の結果、34部局等中11部局等に時間外労働にかかる不適正な取り扱いがあった。11部局等には、改善処置を求めるとともに、確認された超過勤務手当の未払い分約853.5万円を10月給与支給日に支給することとした。

(労働時間管理の実態を把握するための内部調査の結果内訳)

- ・調査対象者数 約1,760名
- ・精算対象者 211名
- ・精算時間数 3,608時間
- ・精算総額 約853.5万円

○ 超過勤務手当未払いの状況内訳

・是正勧告における精算額

部局等名	対象者数(人)	支払者数(人)	精算時間数(時間)	精算額概算(円)
人事部人事課	23	23	453	1,426,473

・指導における精算額

部局等名	対象者数(人)	支払予定者数(人)	精算時間数(時間)	精算額概算(円)
総務部	33	18	561	1,293,387
教育・学生支援部	82	24	567	1,578,277
財務部	72	40	354	740,283
国際交流部	31	7	99	259,533
経営企画スタッフ室	3	3	141	481,155
監査室	5	2	21	68,120
金属材料研究所	103	21	175	355,082
電気通信研究所	51	4	50	135,292
医学部・医学系研究科	115	17	776	1,738,053
生命科学研究科	19	1	1	2,200
病院	252	74	863	1,883,922
計	766	211	3,608	8,535,304

合計	789	234	4,061	9,961,777
----	-----	-----	-------	-----------

(お問い合わせ先)

国立大学法人東北大学人事部職員課

担当 職員課長 石井 俊明 217-5028

課長補佐 佐々木 義則 217-4820

(理事(人事労務・施設担当) 折原 守 コメント)

本学としては、仙台労働基準監督署からの是正勧告及び指導を真摯に受け止め、労働時間管理の適正化及び時間外労働の縮減等について、今後、全学に通知を発出するとともに諸会議等を通じてさらに周知徹底し、取組を強化してまいります。